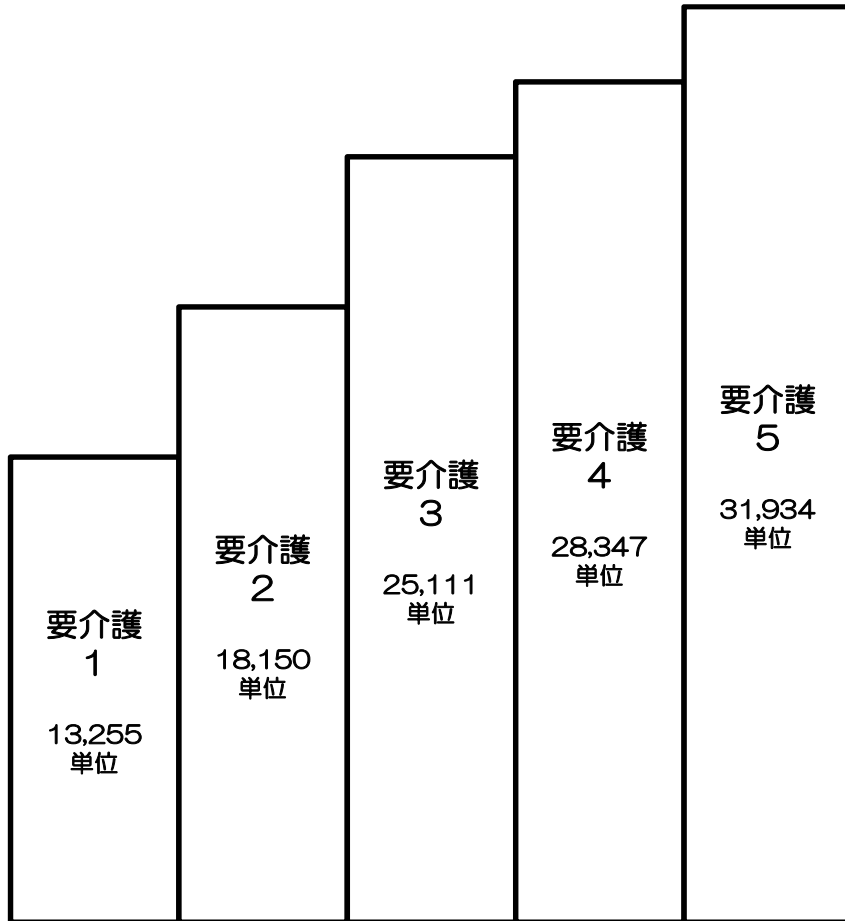


複合型サービスの報酬イメージ(H24.4～)

指定複合型サービスのイメージ (1月あたり)

利用者の要介護度に応じた
基本サービス費



利用者の状態に応じたサービス提供や
事業所の体制に対する加算・減算

登録日から30日以内
サービス提供【初期加算】
(30単位/日)

認知症の者に対する
サービス提供【認知症加算】
(800単位、500単位)

24時間の訪問看護対応
体制を評価【緊急時訪問
看護加算】(540単位)

特別な管理の評価
【特別管理加算】(250
単位、500単位)

介護福祉士や常勤職員
等を一定割合以上配置
【サービス提供体制強化加算】
(500単位、350単位)

事業開始後一定期間の
経営安定化の支援
【事業開始時支援加算】
(500単位)

定員を超えた利用や人
員配置基準に違反
(-30%)

サービスの提供が過少
である事業所【週4回に
満たない場合】
(-30%)

末期の悪性腫瘍等で医
療保険の訪問看護の実
施 (-925単位/月~
-2,914単位/月)

特別指示による医療保
険の訪問看護の実施 (-
30単位~-95単位/日
を指示日数に乗じる)

複合型サービスの介護報酬

1 複合型サービス費(基本サービス費)

○ 要介護度別・月単位の定額報酬を基本とする

- ・ 要介護1→13,255単位/月 ~ 要介護5→31,934単位/月

2 加算

○ 訪問看護費に準じた加算

- ・ 退院時共同指導加算→600単位/回
- ・ 緊急時訪問看護加算→540単位/月
- ・ 特別管理加算→(Ⅰ)500単位/月、(Ⅱ)250単位/月
- ・ ターミナルケア加算→2,000単位/死亡月

○ 小規模多機能型居宅介護費に準じた加算

- ・ 初期加算→30単位/日
- ・ 認知症加算→(Ⅰ)800単位/月、(Ⅱ)500単位/月
- ・ 事業開始時支援加算→500単位/月
- ・ サービス提供体制強化加算→(Ⅰ)500単位/月、(Ⅱ)350単位/月、(Ⅲ)350単位/月
- ・ 介護職員処遇改善加算→(Ⅰ)~(Ⅲ) 所定単位数に4.2%を乗じた単位数

※緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、事業開始時支援加算、介護職員処遇改善加算は区分支給限度基準額の算定対象外とする。

3 減算

○ 小規模多機能型居宅介護費に準じた減算

- ・ 登録者数が登録定員を越える場合、従業員の員数が基準に満たない場合、サービス提供が過少の場合
→ 基本サービス費に70/100を乗じた単位数で算定

○ 医療保険の訪問看護が行われる場合の減算

- ・ 末期の悪性腫瘍等の利用者の場合の減算： 要介護1→925単位/月~要介護5→2,914単位/月
- ・ 特別指示により頻回な訪問看護が必要な利用者の場合の減算： 要介護1→30単位/日~要介護5→95単位/日
日を指示日数に乗じた単位数

(注)小規模多機能型居宅介護等の「同一建物に対する減算」については、複合型サービスには適用しない

(参考) 複合型サービスの介護報酬 (加算)

複合型サービス費の加算	(参考) 訪問看護費の加算	(参考) 小規模多機能型居宅介 護費の加算	単位数
初期加算		○	30単位/日
認知症加算		○	(Ⅰ) 800単位/月 (Ⅱ) 500単位/月
退院時共同指導加算	○ (新)		600単位/回
事業開始時支援加算		○	500単位/月
緊急時訪問看護加算	○		540単位/月
特別管理加算	○		(Ⅰ) 500単位/月 (Ⅱ) 250単位/月
ターミナルケア加算	○		2,000 単位/死亡月
サービス提供体制強化加算		○	(Ⅰ) 500単位/月 (Ⅱ) 350単位/月 (Ⅲ) 350単位/月
介護職員処遇改善加算		○ (新)	(Ⅰ) 所定単位数に4.2%を乗じ た単位数 (Ⅱ) 所定単位数に4.2%を乗じ た単位数×90% (Ⅲ) 所定単位数に4.2%を乗じ た単位数×80%
市町村独自報酬		○	1,000単位を上限 市町村が定める要件を満たす場 合に加算

区分支給限度基準額の算定対象外の加算